

錦江町監査公表 7 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 11 月 21 日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

令和 4 年度 定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の実施場所

本庁 3 階委員会室、支所 1 階会議室

3 監査を執行した監査委員

監査委員 中村 貢、浪瀬 亮祐

4 監査期日及び監査対象課局

令和 4 年 10 月 31 日（月）

議会事務局、監査委員事務局、教育課、政策企画課、住民税務課、総務課

令和 4 年 11 月 1 日（火）

介護福祉課、介護保険事業勘定、介護サービス事業勘定、会計課、健康保険課、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、建設課、簡易水道事業

令和 4 年 11 月 2 日（水）

未来づくり課、産業振興課、農業委員会、住民生活課、観光交流課、産業建設課、農業集落排水事業

5 監査の対象期間

令和 4 年 4 月から令和 4 年 9 月まで

6 監査の対象範囲

- (1) 令和 4 年度歳入歳出予算執行状況（9 月末日時点）
- (2) 契約事務の執行状況
- (3) 補助金の事務処理状況
- (4) 今後の予算執行予定事業の状況
- (5) 公有財産の取得・売却の執行状況
- (6) 税等収納状況
- (7) 事務組織及び職員別事務分掌の状況

7 監査の着眼点

令和4年度の財務に関する事務の執行及び運営に係わる事業の管理が法令、条例等に適合し、最大の効果を最小の経費であげ効率的に行なわれているか監査した。

監査の対象事務は、各課及び行政委員会が所管する事務事業の執行状況や内部統制の機能状況について、以下の点を主眼として実施した。

- (1) 予算の執行は、事業計画のとおり、計画的に処理が行なわれているか
- (2) 契約事務・事業執行管理について、適正な執行、処理が行なわれているか
- (3) 補助の額及び補助方法等について、交付時期等は適切に行なわれているか
- (4) 公有財産の取得・売却については、適正に行なわれているか
- (5) 徴収にあたり、収納事務は確実に処理が行なわれているか
- (6) 各職員への事務の配分や健康管理等が適切に行なわれているか

8 監査の実施内容

監査の範囲に係る書類として、予算執行管理表（支出・収入月計表）及び資料1から資料6までの書類を検査し、関係職員から説明を聴取した。

9 監査結果と意見

- (1) 令和4年度歳入歳出予算執行状況について

【歳 出】

歳出予算執行については、未執行あるいは執行率の低い予算（報償費、旅費、食糧費、車借上料など）が散見された。コロナ禍で会合等の開催、参加ができなかったことが要因で、致し方ないものとする。今後、執行見込みのないものは速やかに予算の補正減を行い、財源の確保に努められたい。

【歳 入】

歳入予算執行については、国庫支出金等など収入時期が年度末を待たなければならぬものもあるが、現時点においては概ね適正に処理されている。

- (2) 契約事務及び予算執行予定事業について

契約関係の執行状況については、概ね順調に発注されているが、昨今の世界情勢のあおりを受けて資材や物品が高騰したため、補正対応せざるを得なかったり、品不足や受注者側の人手不足などで着手できないなどの理由から、計画より遅れているものも見受けられた。今後の事業執行や次年度の事業計画については、一考すべきものと思われる。

- (3) 補助金について

それぞれの事業の実施時期に応じて、申請等一連の措置がとられており、概ね適正に処理がなされていた。

コロナ禍で自粛を余儀なくされ、活動できなかった団体等においては、補助金の申請を辞退するなどの対応がなされていた。

今後とも補助金制度の趣旨や目的を十分理解され、また、昨今の財政状況を踏まえ、公益上の必要性及び効果等を十分に検証し、見直すべきは見直しながら補助金の効率的な活用がなされるよう心がけていただきたい。

(4) 公有財産の取得・売却について

物品購入等については、概ね適正に執行されている。道路用地の取得や、今後予定されている住宅跡地の売却など町有財産の管理においては、管理台帳への記録や決算に係る集計等に遺漏のないよう、適切に管理されたい。

(5) 収納状況について

概ね適正に処理されている。税や使用料の滞納管理については、担当者を中心に差し押さえや徴収等に鋭意努力されていることがうかがえる。

それぞれの担当者間で十分に連携を図り、引き続き尽力されたい。

(6) 事務組織及び職員別事務分掌（内部統制の機能状況）について

全体の奉仕者として、各課等においては、様々な問題・課題の解決や住民サービス向上のために、限られた人員の中で努力されていることが伺える。また、未来づくり専門員（地域おこし協力隊）の配置及びシルバー人材センターからの派遣による人員確保や、電気料金等の公金振替化や職員の出退勤管理等のシステム化（ICT化）等による業務効率化などにより、組織機能を滞らせない工夫が見られる。今後もこのような取り組みを積極的に行うことで組織機能の潤滑化を図り、住民サービスの向上に努められたい。

職員等の健康管理については、引き続きノー残業デーの徹底と、特にメンタルヘルスケアには力を注いでいただきたい。また、病気休暇や育児休暇から復職した職員に対しては十分に配慮され、働きやすい職場環境の構築に努力されたい。